

□ 第2章 計画の背景（時代の潮流）

1 成長型から成熟型への転換

1 人口減少と少子高齢化の進展

- ・我が国の総人口は、平成 17 年に減少へと転じ、人口減少時代に突入しました。平成 22 年の日本の総人口は、1 億 2805 万 7352 人（国勢調査）でしたが、後期基本計画の目標年次である平成 29 年には 1 億 2574 万人になると見込まれており、これは茨城県の人口の 3/4 にあたる人口が減少することに相当します。
- ・同時に、未婚化、晩婚化などを背景に、出生数は減り続け、更なる少子化の進展が予想されています。
- ・他方で、生活環境の改善や医療技術の進歩などに伴い、平均寿命が伸び、世界では例を見ないほどのスピードで高齢化が進んでいます。
- ・少子高齢化の進行による人口構造の変化は、経済等の活力の低下や社会保障の負担増などへの影響が懸念されるとともに、地域における子どもの社会性の発達や高齢者世帯の社会的・経済的自立に影響を及ぼしています。
- ・これらのことから、これまでの人口増加を前提としたまちづくり、拡大誘導型のまちづくりから、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、高齢者が安心して暮らせる社会保障制度や支援の仕組みなどを広域的な連携や、民間活力の導入を図りながら目指していくことが求められています。

2 市民のライフスタイルの多様化

- ・物質的な豊かさから心の豊かさや家族とのふれあいを重視するようになるなど、市民の価値観・ライフスタイルが多様化し、こうした傾向は、今後も一層進んでいくものと予想されま
- す。
- ・価値観が多様化した社会においては、全ての人が就労や教育分野だけでなく、芸術・文化・スポーツなどに親しむことが出来る場の充実や、自然とのふれあいの機会の創出など、様々な分野について多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが必要です。
- ・しかし一方では、最近の現象として、安定した職に就くことができない若年層を中心に、雇用環境の変化と格差の拡大が指摘されています。これらの人々も含め、子育ての中心となる 30 歳代では、低所得者層の増加が見られ、男女を問わず、晩婚化、非婚化が進んでいます。また出産や子育てについても、経済的な不安から希望する人数まで子どもを産まない傾向が見られます。

2 安全・安心志向の高まり

1 安全・安心なまちづくりに対する意識の高まり

- ・これまでの想定範囲を超えた東日本大震災が発生を契機として、地域防災機能の充実や市民の防災意識の醸成、組織の育成の必要性が高まっています。また地震だけでなく、異常気象による局地的集中豪雨や台風などによる洪水や浸水被害が発生しています。今後も首都直下地震などいくつかの大規模地震の発生が予想されているなど、都市化による被害の多様化・甚大化が懸念されており、公共施設等の耐震化、水災害に適應した社会づくりなどの対策が求められています。
- ・地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故へと発展しました。これによりもたらされた放射性物質による被ばくや汚染への脅威は、直接被害から風評による被害まで国民生活に今なお不安と混乱を与えています。また、これを受け国内外で脱原発の運動が起こるなど、原子力発電の安全性への不安が高まり、電力供給に対して深刻な事態が続いています。市民が安心して電力の供給が受けられるように、個人レベルから省エネルギーに努めるほか、再生可能エネルギーの導入などについても積極的に実践していくことが求められています。
- ・近年では、SARS、鳥インフルエンザなどの新興感染症が発生したり、平成 22 年には宮崎県で口蹄疫が流行するなど、感染症への不安も高まっています。さらには、外部からの武力攻撃やテロなどへの万が一の備えも必要であり、日常生活や経済活動における多面的な安全対策が求められています。

3 グローバル社会への対応

1 グローバル化の進展

- ・交通・通信手段の高度化により、人、金、モノ、情報の国境を越えた移動が活発化し、日常生活や経済活動におけるグローバル化が進展しています。
- ・外国人来訪者は、平成 12 年の 527 万人から、平成 22 年には 944 万人へと大幅に増加しており、茨城空港も上海などからの来訪者の玄関口となっています。
- ・外国人登録者数は 20 年前の約 2 倍、外国人登録者数が日本の総人口に占める割合も約 2 倍となっています。
- ・我が国は、工業製品等の輸出により経済発展を遂げてきました。しかし、新興国の台頭により、国際競争力が低下しつつあります。特に近年は、円高、高い法人税、震災とそれに伴う電力不足の問題などから、製造業の海外移転が加速することが懸念されています。
- ・グローバル化は、経済活動にとどまらず、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んでおり、選択肢の拡大や国際的分業化の進展による効率的な生産などさまざまなメリットが

ある反面、リーマンショックなど世界同時不況の発生などのように世界経済の一体化による危険性もはらんでいます。

- ・グローバル化が進み各国の相互依存が深化するなかで、我が国が新たな価値を創造できるような社会であるためには、外国語でコミュニケーションがとれ、異文化を理解して新しい価値を生み出せる、創造力のある人材が求められています。

2 地球規模での環境問題への対応

- ・地球温暖化が進み、度重なる異常気象などが生じるようになっていきます。平成 22 年に定められた新成長戦略では、我が国は世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国となることを目指し、世界トップレベルの環境技術を活かして、平成 32 年までに 50 兆円超の環境関連新規市場、140 万人の環境分野の新規雇用、日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガスの削減を 13 億トン以上とすることを目標としています。
- ・また、我々が生きていくためには多様な生物がもたらす食料や資源などの恵みが不可欠です。生物多様性の保護に向け、我が国では、平成 20 年に生物多様性基本法が成立し、2010 年には同法に基づく生物多様性国家戦略 2010 が策定されました。また平成 22 年には生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されるなど、国際的にも生物多様性の損失を食い止めるための取り組みが進められています。
- ・これら地球規模での温室効果ガスの更なる削減に向け、企業などに対して環境技術の活用や環境関連市場の創出、省エネなどの取組を推進していくことが求められる一方で、市民にとっても、今後とも廃棄物の発生抑制（3R）を進め、国内はもとより国際的な視点での循環型社会の構築を進めていく必要があります。さらに、我が国の生物多様性の豊かさを今後も維持していくため、保護地域の設定や里山の保全に加え、生物多様性の普及啓発に努め、企業や家庭が保全や持続可能な利用に取り組んでいくことが求められます。

3 情報通信技術の進歩

- ・インターネットや携帯電話などの普及が全国的に進み、日常生活に浸透してきています。インターネットでは、世界の隅々の情報が居ながらにして瞬時に分かるなど、国境を意識せずに情報を入手することが可能になっています。
- ・近年では、携帯電話に代わり、スマートフォンが普及してきており、場所にとらわれず、双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になってきています。
- ・情報技術が進展する中で、時間と場所にしばられない働き方や、インターネット上での電子商取引が普及するなど、我々の生活に多様性と利便性がもたらされています。
- ・一方で、手軽さや、無店舗大量販売などによる低価格化により既存の店舗への影響も生じています。さらには個人情報の漏洩やインターネットを通じたいじめ、犯罪などの新たな問題も発生しています。
- ・また、インターネットを使えない人と使える人の情報格差が問題となっています。

4 依存から自立への変革

1 地方分権から地域主権型社会への展開

- ・平成 12 年の地方分権一括法の施行以降、地方分権が進められてきました。平成 18 年には、地方分権改革推進法が制定され、平成 21 年には、地域のことは地域に住む住民が責任をもって決める「地域主権」の確立を目指し、内閣府に地域主権戦略会議が設置されました。また平成 22 年には、地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進といった内容が盛り込まれています。
- ・今後は、地域のことは地域住民が責任をもって決めることができ、地域の力で地域活性化を図ることができる、自主・自立の地域社会の形成が求められています。

2 行財政改革の推進

- ・景気の低迷による税収の落込み、少子高齢化に伴う福祉や社会保障の経費の増大などにより国・地方公共団体ともに財政状況が急速に悪化しています。
- ・このような財政危機の中、地方公共団体では、平成 17 年以降、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（集中改革プラン）、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、定員・給与の適正化、民間委託の推進、事務事業の再編・整理、公営企業の経営改革、市場化テストの推進などに取り組んできました。
- ・平成 21 年 4 月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が全面施行され、危険な状況にある地方公共団体について早期に財政再建を図るために、地方公共団体の財政の健全化を判断するための基準の設定と、健全化の計画策定の制度が定められました。さらに、資産や債務の管理などを含め適切な財政運営を行うために、地方公会計制度改革が進められています。
- ・国においては、内閣府の行政刷新会議において平成 21 年 11 月に「事業仕分け第 1 弾」が実施されて以降、この手法を用いた事業等の必要性の検証が継続的に実施されています。
- ・今後は、少子高齢化と人口減少の進行から、社会保障費の増大や、社会資本の総量の見直し、公共施設については用途の見直しが必要になるものと考えられます。将来世代に負担を残さないよう、行財政改革や、長期的視点に立った社会資本の維持管理・更新が求められています。

3 新しい公共の概念によるまちづくり

- ・ 少子高齢化の進行や住民のニーズの多様化・高度化などにより、公的サービスに求められる分野が拡大しています。このような中、「新しい公共」として、ボランティアや NPO、企業等が公的サービスの一翼を担いはじめています。
- ・ 東日本大震災などを経て、何か社会のために役立ちたいと思っている人は増加傾向となっています。また、定年退職を迎えた団塊の世代は新しい公共としての役割が期待されており、地方公共団体やボランティア団体がボランティア活動への参加を支援する動きも見られます。
- ・ 「新しい公共」の下、市民のためのサービスを市民、企業、NPO等が提供していくことは、市民自らの満足度、幸福度を高めることになると期待されています。また、結果として、行政の歳出の削減にもつながることが期待されています。
- ・ しかしながら、そもそも支え合いの仕組みとして大きな役割を果たしてきた町内会や自治会などの地縁型のコミュニティ組織については、住民の連帯感の希薄化や、人口減少や少子高齢化の進行に伴う担い手不足などにより、衰退する傾向が見られています。「新しい公共」が目指す支え合いと活気のある社会を実現するためには、地縁組織の活性化が合わせて求められています。